
今月のテーマ 白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度の改正について

平成24年税制改正において、青色申告をしていない個人(白色申告者)の記帳・帳簿等の保存制度が改正され、平成26年より不動産・事業・山林所得を生ずるすべての者が記帳し、帳簿等を保存する義務が生じます。今回はこちらの改正についてご紹介したいと思います。

1. 白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度

(1) 従来の制度

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずる白色申告者のうち、その年の前々年分又は前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方は、一定の帳簿を備え付けなければなりません。

(2) 改正内容

平成26年より、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずるすべての白色申告者は、一定の帳簿を備え付けなければなりません。なお、所得税の確定申告書を提出する必要がある方についても対象となります。

(3) 記帳の内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳にあたっては、正規の簿記の原則に従った複式簿記ではなく、日々の取引の合計金額をまとめて記載するなどの簡易な方法(簡易な帳簿、単式簿記)で記載してもよいことになっています。

(4) 帳簿の内容・保存期間

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

種類	内 容	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

2. 青色申告制度について

(1) 概要

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずる業務を行っている人が、一定の帳簿を備え付け、税務署長に青色申告の承認を受けた場合には、青色申告書を提出することができ、税務上の特典を受けることができます。

(2) 青色申告の承認申請

青色申告の承認を受けるためには、適用を受けようとする年の3月15日まで(1月16日以降に新規開業した場合には、業務開始の日から2ヶ月以内)に税務署長に「所得税の青色申告の承認申請書」を提出しなければなりません。

(3) 青色申告の主な特典

① 青色申告特別控除

不動産所得、又は事業所得を生ずべき事業を行っている青色申告者が、複式簿記に従って記帳している場合には、最高65万円を所得金額から控除することができます。

なお、上記以外の青色申告者であっても最高10万円を所得金額から控除することができます。

② 青色事業専従者給与の必要経費算入

事業を営む青色申告者と生計を一にする配偶者や親族(15歳未満の者は除く)が、その事業に専ら従事して、適正な金額の給与の支払いを受ける場合には、その給与の額を必要経費に算入することができます。

なお、この規定の適用を受けるためには、税務署長に「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出(原則として、適用を受けようとする年3月15日まで)が必要となります。